

様式第5号（第8条関係）

富山市公共交通沿線リフォーム事業計画地位承継承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住 所  
氏 名

富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、  
年 月 日付け富山市指令 第 号をもって認定を受けた事業計画について、  
次のとおり地位の承継を申請します。

1 地位の承継に関する事項

住宅の所在地	
認定事業者の氏名	印
認定事業者の住所	
申請者と認定事業者との関係	
地位の承継を行う理由	

2 確認事項（以下の内容を確認の上、提出してください）

内容	確認欄 (✓を記入)
1 申請者及び同居する者に、本補助金又は富山市まちなかりリフォーム補助事業補助金の交付を受けた者がいないこと。 2 次に掲げる基準を遵守し、本申請を行うこと。 （1）公共交通沿線住宅指針1-1 一戸建て住宅（別紙2参照）※一戸建て住宅のみ （2）公共交通沿線住宅指針1-3 共同住宅（取得する場合）（別紙2参照）※共同住宅のみ 3 次のいずれかに該当する者は、本申請を行うことができないこと。 （1）建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者 （2）暴力団員 （3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者 （4）前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者 4 次のいずれかに該当するときは、市長が事業計画の認定を取り消すことがあること。 （1）偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。 （2）認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。 （3）事業計画の認定を受けた日以後において、上記2（1）～（4）に掲げる者になったとき。	

様式第6号（第8条関係）

富山市指令 第 号  
年 月 日

富山市公共交通沿線リフォーム事業地位承継承認通知書

（申請者） 様

富山市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました富山市公共交通沿線  
リフォーム事業計画地位承継承認申請については、富山市公共交通沿線  
リフォーム補助事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり  
認定事業者の地位の承継を承認したので通知します。

記

1 事業計画地位承継の内容

（事業計画の認定の取消し）

この認定にかかわらず、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱第10条の規定により、市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、事業計画の認定の取消しをすることがあります。

（1）偽り、その他不正な手段により、事業計画の認定を受けたとき。

（2）認定を受けた事業計画と異なる事業を行ったとき。

（3）事業計画の認定を受けた日以後において、次に掲げる者になったとき。

①建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者

②暴力団員

③暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

④前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者

様式第7号（第9条関係）

富山市公共交通沿線リフォーム事業計画中止（廃止）届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付け富山市指令 第 号をもって認定を受けた事業計画について、当該事業を中止（廃止）したいので、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 中止（廃止）の理由

様式第8号（第12条関係）

富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住 所

氏 名

富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金の交付を受けたいので、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請を行うにあたり、市長が申請者の市税の課税・納税状況について、必要な情報を得ることに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類 別紙のとおり

3 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店						
預金種目	普通・当座・（ ）						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※申請者が連名の場合や、申請者口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

別紙3

提出書類一覧及び確認事項

1 交付申請に必要な添付書類（以下の内容を確認の上、提出してください）

提出書類		内容	確認欄 (✓を記入)
別紙3	提出書類一覧及び確認事項	申請者確認欄	
別紙4	申請内訳書	完成した計画の概要	
添付 書類等	工事請負契約書の写し	契約者名、契約日及び工事内訳がわかるもの	
	支払の証明	改修工事に要した費用の支払いが確認出来るもの	
	所得・課税証明書または非課税証明書（原本）	申請者及び同居する者の最新年度の所得を証する書類 ・同居する者の増加のための場合は新たに同居した者を除く満18歳以上の者全員分 ・中古住宅取得の場合は満18歳以上の者全員分	
	市区町村税の納税証明書（原本）	概ね1か月以内に取得した最新年度のものとし、申請者の税の滞納がないことを証するもの	
	工事写真	リフォームの施工が確認できる工事写真（対象工事部分全ての工事前、途中、工事後がわかるもの）	
	構造耐力上安全であることを示す書類（昭和56年5月31日以前に着工した住宅にリフォームを行った場合のみ）	「富山市木造住宅耐震改修支援事業費補助金確定通知書」の写し（全体耐震改修工事の場合に限る）や耐震基準適合証明書等により耐震化が完了したことがわかるもの	
	住宅の登記簿謄本（原本）	住宅の自己所有又は区分所有を証する書類 ・増築等の場合は変更登記が完了したもの	
	建築基準法による検査済証の写し	補助対象工事について、建築基準法による確認申請を行った場合のみ	
	戸籍謄本（原本）	申請者と世帯を別として新たに同居する者との親族関係がわかるもの（申請者と別世帯で、新たに同居する者がいる場合のみ）	
その他市長が必要と認めるもの		変更に伴う書類（変更認定を必要としない場合）等	

2 確認事項（以下の内容を確認の上、提出してください）

内容	確認欄 (✓を記入)
<p>1 申請者及び同居する者に、本補助金又は富山市まちなかりフォーム補助事業補助金の交付を受けた者がいないこと。</p> <p>2 次に掲げる基準を遵守すること。</p> <p>(1) 公共交通沿線住宅指針1-1一戸建て住宅（認定申請書別紙2参照）※一戸建てのみ</p> <p>(2) 公共交通沿線住宅指針1-3共同住宅（取得する場合）（認定申請書別紙2参照）※共同住宅のみ</p> <p>3 申請時点において、申請者及び同居する者の合計所得月額（世帯員増加のために行うリフォームにあっては増加した世帯員の所得を除く）が44万5千円を超えていないこと。</p> <p>4 次のいずれかに該当する者は、本申請を行うことができないこと。</p> <p>(1) 市区町村税を滞納している者</p> <p>(2) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者</p> <p>(3) 暴力団員</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適切であると市長が認める者</p> <p>5 次のいずれかに該当するときは、市長が補助金の交付の決定を取り消すことがあること。また、この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を行わなければならないこと。</p> <p>(1) 偽り、その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められたとき。</p> <p>(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。</p>	

## 申請内訳書

## 1 申請者

フリガナ	
氏名	
生年月日	
電話番号	

## 2 建築物

地名地番			
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅		<input type="checkbox"/> 共同住宅
リフォームの目的	<input type="checkbox"/> 中古住宅を取得し自ら居住するために行うもの		
	住宅の取得に伴う所有権登記の受付日	年	月 日
	<input type="checkbox"/> 自己所有の住宅で同居する者の増加（親族に限る）のために行うもの ※申請者と親族であることがわかる戸籍謄本を添付		
	増加した人数		人
	同居する者の増加日	年	月 日
住戸専用面積 (一戸建て住宅の場合のみ)			m <sup>2</sup>

## 3 軽微な変更に関する事項（軽微な変更がある場合のみ）

変更内容	変更前	変更後

## 【注意事項】

軽微な変更がある場合は、変更の内容を示す書類を添付してください。事業計画を変更し、補助対象工事費に該当するリフォームの工事予定箇所や内容の追加を行う場合は、この交付の申請の前に「富山市公共交通沿線リフォーム補助事業計画変更認定申請書（様式第3号）」及び変更の内容を示す書類の提出が必要です。

## 4 補助金額

① リフォーム等の工事費	円
② ①のうち補助対象外工事費	円
③ 補助対象工事費（①－②） ※100万円以上であること	円
④ ③の10%の額 ※千円未満切り捨て	円
⑤ 補助対象額 ※30万円と④のうち少ない方を記入	円

様式第9号（第13条関係）

富山市指令 第 号  
年 月 日

富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金  
交付決定兼額確定通知書

（申請者） 様

富山市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました富山市公共交通沿線  
リフォーム補助事業補助金については、富山市公共交通沿線リフォーム  
補助事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり交付決定  
し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 確定額 円

（補助金の交付の決定の取消し）

この交付の決定にかかわらず、富山市公共交通沿線リフォーム補助事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定により、市長は、交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取消しをすることがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、要綱第16条の規定により、その全額又は一部の返還を命じます

- （1）偽り、その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及びこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （3）補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。
- （4）その他市長が相当の理由があると認めたとき。